

# 安全だより

令和5年度 第2号  
発行 令和5年8月

本部事務局 TEL079-291-4000  
香寺連絡所 TEL079-232-7600  
夢前連絡所 TEL079-336-1600

URL : <http://www.himeji-sjc.or.jp/>  
安富連絡所 TEL0790-64-8525  
家島連絡所 TEL079-325-0311

## ～ 無事故日数の目標を設定しました！ ～

事故防止の意識向上を図るため、傷害事故の無事故日数 90 日以上を目指します！

今年度に入ってから、後向きに移動して転倒する、溝を飛び越えることに失敗して転落する、窪みに気付かずに足を踏み入れて転倒する、といった注意していれば防げた事故が続けて発生しています。

事故を減らすには、会員の皆様の一人一人の安全に対する意識が重要となります。

引き続き、安全対策に注意を払っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

**起算日 令和5年7月15日**

**無事故日数 13日 (令和5年7月27日現在)**

### ★ 事故発生状況について

令和5年度は傷害事故・賠償事故共に増加しています。事故減少を目指しましょう。

〔傷害事故〕 (令和5年度は6月末現在)

就業形態	令和4年度	令和5年度
移動中(交通事故等)	6	4
その他屋内作業中	3	2
植木剪定中	1	1
清掃中	5	1
その他作業中	0	1
家事	1	0
草刈・除草等	4	0
計	20	9

事故形態	令和4年度	令和5年度
交通事故	6	4
墜落・転落	3	2
転倒	1	1
挟まれ・巻き込まれ	0	1
激突	0	1
切れ・擦れ	4	0
激突され	1	0
動作の反動・無理な動作	2	0
(蜂等に)刺され	2	0
熱中症	1	0
計	20	9

〔賠償事故〕

就業形態	令和4年度	令和5年度
草刈・除草等	10	4
移動中(交通事故等)	1	2
清掃中	1	1
家事	2	0
計	14	7

### ★ 事故に対する注意点について

#### 熱中症対策について

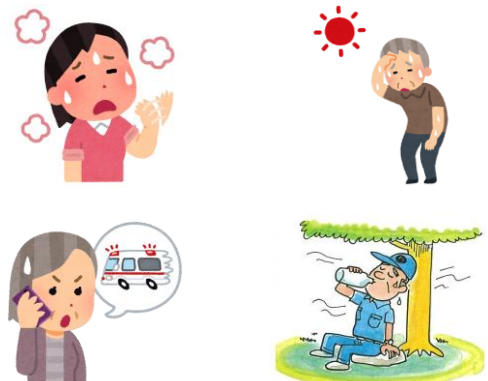
猛暑が続いています。屋外作業・屋内作業に関わらず、熱中症に対する注意を払いましょう。

〔予防のポイント〕

- ① 日頃から十分な睡眠と、栄養バランスの良い食事を心掛け、朝食抜きは絶対に避ける。
- ② こまめに水分と塩分(塩飴等)をとる。
- ③ 屋内で就業する場合は、風通しに配慮する。
- ④ 服装は通気性や吸湿性の良い物を着用する。高温下では頭部や首筋に冷やしたタオルを巻いたり、屋外では帽子をかぶる。
- ⑤ 日陰などの涼しい場所で、休憩を十分にとる。
- ⑥ 単独での作業の場合は、定期的に連絡を取る。(事務局や連絡所の担当者、発注者、就業先担当者、ご家族等)

〔熱中症の症状が出た場合の対応方法〕

- ① すぐに涼しい場所で衣類をゆるめて安静にさせ、水やスポーツドリンクなどの水分をとる。
- ② 水分を自力でとれない、呼びかけに応じない、意識がない場合は、直ちに救急車を要請し、医療機関に搬送してもらう。
- ③ その後、当センター事務局か連絡所に報告する。



## 交通安全について

就業・帰宅途中には交通事故に遭わないように気を付けましょう。

特に自転車を使う方は、次の点に注意して下さい。

- ① 自転車の運転者は、自転車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ② 自転車を降りる際は、ハンドルが思わぬ方向に曲がらぬよう、しっかりと保持する。
- ③ 転倒事故が発生しそうな場所に駐輪しないよう、事前に安全な駐輪場所を検討する。
- ④ 段差がある場所を横切の際は、出来るだけ角度を取って進むか、事前に自転車を降りて進む。
- ⑤ より安全と考えられるルートに変更することを検討する。
- ⑥ 天候等により、出かけることが危険と感じる場合は無理に就業しようとするしない。

## 姫路市による自転車用ヘルメット購入費の助成

市内在住の満 65 歳以上（昭和 34 年 4 月 1 日以前生まれ）の方を対象に、姫路市が自転車用ヘルメット購入費の一部助成を始めますので、お知らせします。是非、ご活用ください。

- ① 申請は、令和 5 年 9 月 1 日から
- ② 補助金額は、ヘルメット購入費の 2 分の 1（但し、上限 2,000 円）
- ③ 詳細は、下記にてご確認ください。

担当 姫路市危機管理室安全安心推進室

TEL 079-221-2090



## 草刈中の事故について

### 〔対人事故〕

令和 4 年度は就業会員同士の対人事故が 2 件発生し、内 1 件は手指を切断する大きな事故でした。

作業中の会員相互の距離を 5m 以上開け、断続的に会員相互の距離を目視確認し、接近し過ぎないようにして下さい。

### 〔対物事故〕

草刈機使用中の石跳ね事故は、全体に占める割合が高い状態です。

作業箇所から 20m 以内に自動車や建物がある場合、防護ネットを刈払機から 1m 以内に設置し、飛散物を防ぐことができる方向に設置して下さい。

ナイロンコードカッターは原則使用禁止とします。

また、令和 5 年 8 月から、石跳ね事故抑止のため、草刈機を使って就業する会員の方を対象に、石跳ね抑止型チップソーの斡旋販売を当センターにて開始しました。



## 蜂刺され防止について

特に屋外作業の場合は、下記に注意して下さい。

- ① 長袖・長ズボンを着用する。
- ② 白や黄色等の明るい色の服装等を着用する。
- ③ 黒色の服装や、香水や化粧品の使用を避ける。
- ④ 蜂が近付いてきたら、遠ざかるようにする。威嚇されても、手で払わずにゆっくり離れる。
- ⑤ 蜂に刺されたら、速やかに現場から離れ、患部周辺を指で強くつまんで毒を押し出し、冷水等で冷やす。
- ⑥ 必ず病院に行き、診察してもらう。



『全シ協 安全就業スローガン』  
安全は 無理せず 焦らず 油断せず